

景観保全型 広告整備地区 の手引



INDEX

1

はじめに

2

制度の概要
/凡例

3

景観保全型
広告整備地区
の対象区域

4

景観保全型
広告整備地区
の基本方針

5

共通/広告物種別
許可基準

15

経過措置

16

屋外広告物
の許可申請
手続き

17

許可申請手数料・
許可期間

18

景観計画
重点区域に
ついて

18

お問い合わせ先



はじめに

屋外広告物は、その種類及び設置する場所等により、高さや表示面積などが制限されています。同時に、屋外広告物が街の景観形成の重要な要素となっているため、地域の特色を生かした個性あるまちづくりを進めていくには、その地域の特色に応じた広告物の掲出方法が必要となります。そこで、札幌市では、許可基準における地域区分とは別に「地区指定制度」を設け、地域の特色に合わせた広告物の掲出方法を定めることができました。

札幌駅周辺地区(札幌駅南口地区・北口地区)、札幌駅前通北街区地区及び大通地区は、札幌市の玄関口として、札幌を象徴する都市空間であり、また札幌を代表する商業地域でもあります。ここに掲出される広告物は、デザイン性が高く、建築物や街並み景観の連続性に配慮し、世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能性を備えた地区景観を創出するものでなければなりません。

そのため、札幌市では、札幌駅周辺地区、札幌駅前通北街区地区及び大通地区において、平成14年4月から令和6年2月にかけて順次「景観保全型広告整備地区」の指定を行ってきました。このパンフレットは、これらの地区における広告物の掲出方法について解説したものです。広告業を営む皆様、広告主の皆様が広告物の表示又は設置をされる際の一助としていただければ幸いです。

制度の概要

札幌市では、札幌市屋外広告物条例に基づき、良好な景観を保全し、または形成するため、屋外広告物の整備を図ることが特に必要な区域を「景観保全型広告整備地区」として指定し、当該地区における屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」といいます。）の表示及び設置に関する基本方針並びに許可の基準を定めることとしています。

この地区内で広告物等を表示又は設置する場合には、この基本方針及び許可基準に適合した内容で許可申請を行うことが必要となります。（詳しい許可申請の手続きについては、16ページを参照してください。）

凡例

1 このパンフレットでは、特に断りのない限り、景観保全型広告整備地区の名称を以下のとおり表記しています。

札幌駅南口地区
景観保全型広告整備地区

▶「南口地区」

※札幌駅南口地区景観保全型広告整備地区には第1区域と第2区域とがあり、許可基準（5ページ以降）において異なる部分があります。それぞれ必要に応じて、「南口第1区域」、「南口第2区域」と表記いたします。

札幌駅北口地区
景観保全型広告整備地区

▶「北口地区」

札幌駅前通北街区地区
景観保全型広告整備地区

▶「駅前通地区」

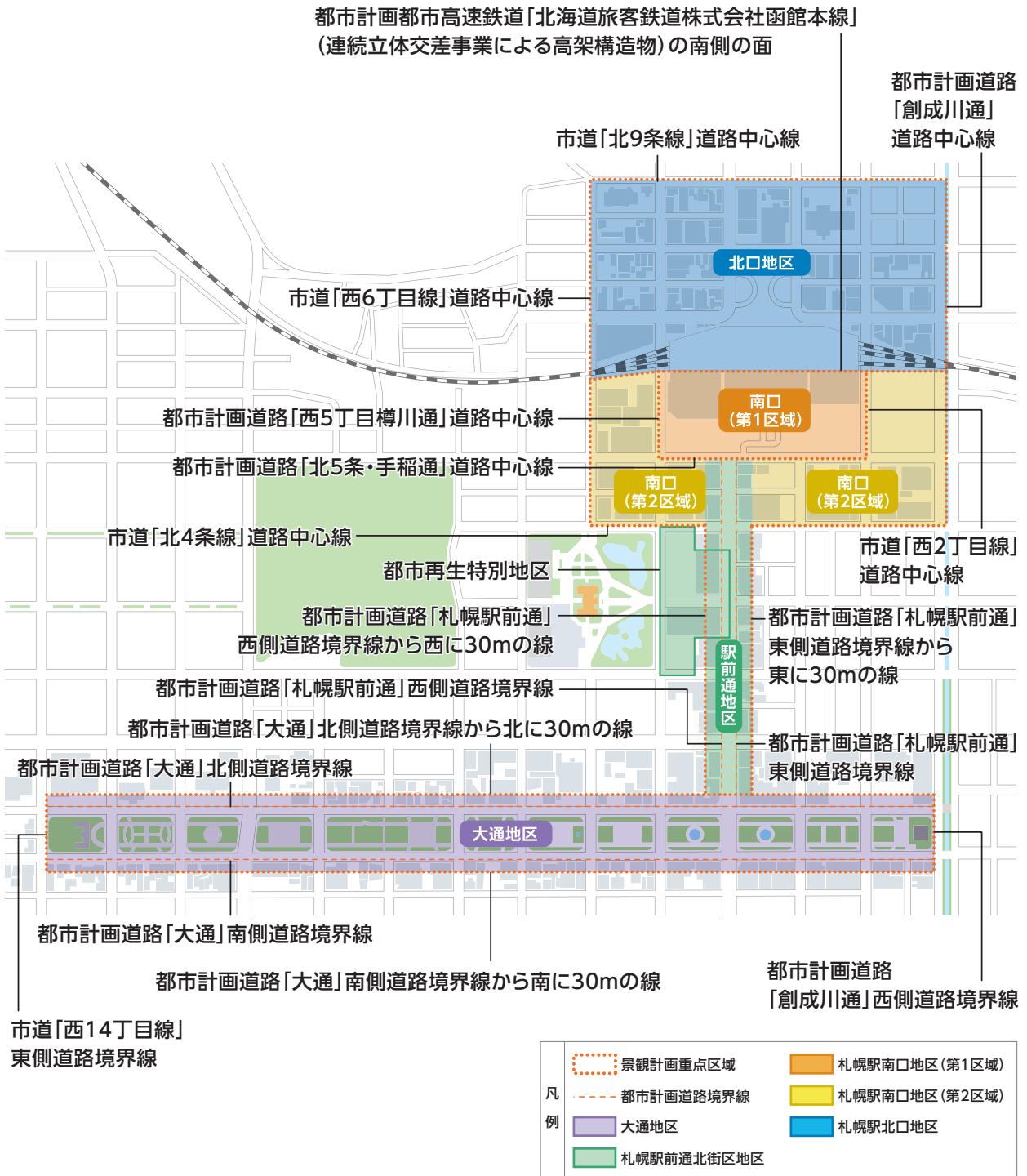
大通地区
景観保全型広告整備地区

▶「大通地区」

2 景観保全型広告整備地区の対象区域について

札幌駅南口地区 (第1区域) 平成14年4月指定	都市計画道路「西5丁目樽川通」の道路中心線、都市計画道路「北5条・手稲通」の道路中心線、市道「西2丁目線」の道路中心線及び都市計画都市高速鉄道「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」（連続立体交差事業による高架構造物）の南側に囲まれた区域
札幌駅南口地区 (第2区域) 平成15年4月指定	都市計画道路「創成川通」の道路中心線、市道「北4条線」の道路中心線、市道「西6丁目線」の道路中心線及び都市計画都市高速鉄道「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」（連続立体交差事業による高架構造物）の南側に囲まれた区域のうち、「南口第1区域」、「札幌駅前通北街区地区」の区域を除いた区域
札幌駅北口地区 平成16年4月指定	市道「西6丁目線」の道路中心線、市道「北9条線」の道路中心線、都市計画道路「創成川通」の道路中心線及び都市計画都市高速鉄道「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」の南側の面に囲まれた区域
札幌駅前通 北街区地区 平成23年12月指定	ア 都市計画道路「大通」北側道路境界線及び見通し線、都市計画道路「北5条・手稲通」の道路中心線、都市計画道路「札幌駅前通」東西の道路境界線からそれぞれ外側に30メートルの線に囲まれた区域で、大通地区の区域を除いた区域（建築物が区域の内外にわたる場合は、当該建築物の敷地の全部について当該区域に属するものとしします。） イ 都市再生特別措置法第2条第3項に基づき、都市再生緊急整備地域を定める政令により定められた「札幌駅・大通駅周辺」地域のうち、都市再生特別地区に指定された「北3西4地区」及び「北2西4地区」の区域
大通地区 令和6年2月指定	都市計画道路「大通」の南北の道路境界線からそれぞれ外側に30mの線、都市計画道路「創成川通」の西側道路境界線及び市道「西14丁目線」の東側道路境界線に囲まれた区域（建築物が区域の内外にわたる場合は、当該建築物の敷地の全部について当該区域に属するものとしします。）

対象区域



景観保全型広告整備地区の基本方針

南口地区

北口地区

(1) 世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能性を備えた活力のある地区景観の創出

ア 広告物等の表示及び設置に当たっては、建築物のデザイン及び街並み景観の連続性に配慮する。

イ 札幌市の交通拠点及び都市機能が集積した市民の交流拠点として、案内誘導機能の充実を図るため、体系的な案内サインの配置に配慮する。

(2) デザイン性の高い優れた広告物等の創出

ア 優れたデザインの広告物等の創出に努め、地区景観の向上を図るものとする。

イ 広告物等を表示又は設置しようとする者は、その質的向上を目指して、専門家にデザインの評価を受けるなどの自主的取組みを行う。

駅前通地区

(1) 世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能性を備えた活力のある地区景観の創出

ア 広告物等の表示及び設置に当たっては、建築物のデザイン及び街並み景観の連続性に配慮する。

イ 札幌駅と大通公園を結ぶメインストリートとして、広がりのある街路空間を創出し、歩行者にとって魅力ある街並みをつくるため、広告物等の設置箇所・規格・色彩等について十分に配慮する。

ウ 市民及び来訪者の交流街区として、案内誘導機能の充実を図るため、体系的な案内サインの配置に配慮する。

(2) デザイン性の高い優れた広告物等の創出(南口地区・北口地区に同じ)

大通地区

(1) 世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能性を備えた活力のある地区景観の創出

ア 広告物等の表示及び設置に当たっては、建築物のデザイン及び街並み景観の連続性に配慮する。

イ 札幌都心を象徴する空間として、風致地区である大通公園や周辺の歴史的資源との調和を図るため、広告物等の設置箇所・規格・色彩等について十分に配慮する。

(2) デザイン性の高い優れた広告物等の創出

ア 優れたデザインの広告物等の創出に努め、地区景観の向上を図るものとする。

■ 共通許可基準

景観保全型広告整備地区に係る許可基準は、下に掲げるもののほか、5ページから15ページまでのとおりです。

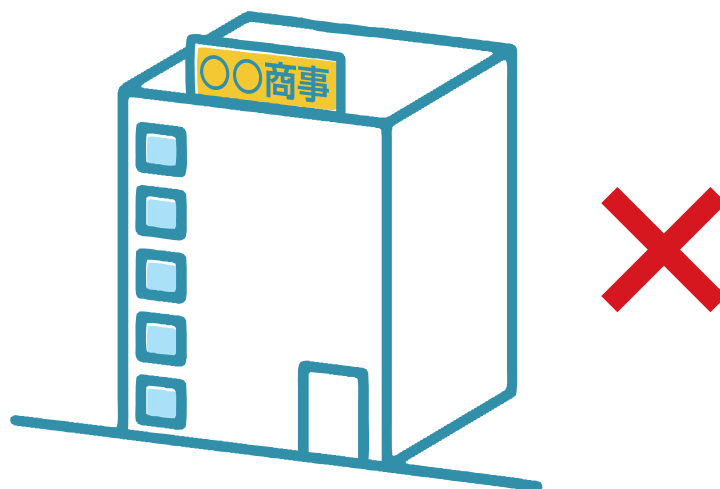
- ア 都市景観及び自然美に調和し、かつ、そのデザイン性が高いものであること。
- イ 面積、形状、色彩、数量及び表示又は設置する位置は、広告物等を表示又は設置する建築物及び街並み景観の連続性に配慮したものであること。
- ウ 構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- エ デジタルサイネージを使用しないものであること。(大通地区のみ)
- オ 道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること。
- カ そのデザインについて、景観行政団体の長と協議を経たものであること。(大通地区のみ/詳細はP18)

■ 広告物種別許可基準

└ 屋上広告物

南口第1区域 大通地区

屋上広告物は認めない。



南口第2区域

北口地区

駅前通地区

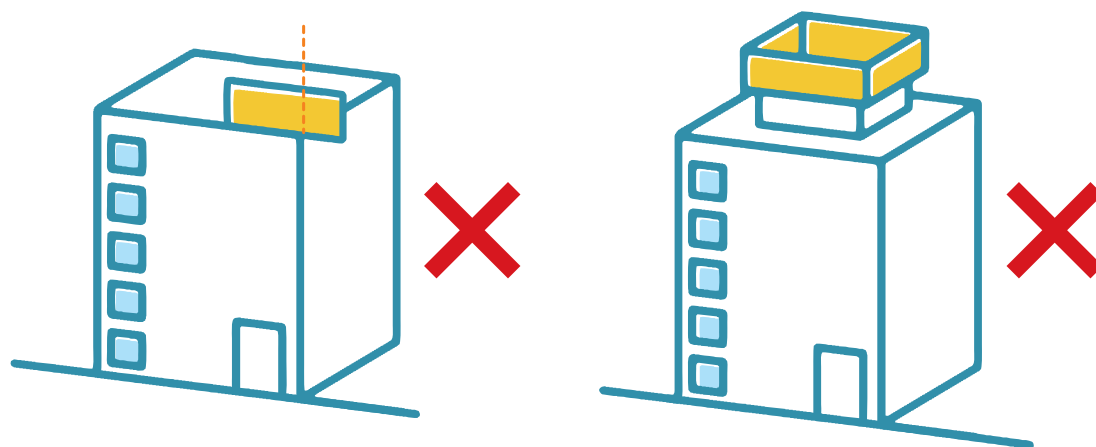
(1) 自家用広告物であること。

※自家用広告物とは、自己の住所において表示し、若しくは設置する広告物等で、自己の氏名若しくは住所を表示するもの又は自己の事務所、営業所等若しくはこれらの敷地内において表示し、若しくは設置する広告物等で、自己の事業若しくは営業の名称、内容若しくは商標、事務所、営業所等の所在若しくは販売する商品の名称若しくは内容を表示するもの。

(2) 掲出する建築物と一体的になるようにデザインし、周囲の建築物等とのスカイラインに留意したもので、次の基準に適合するものであること。

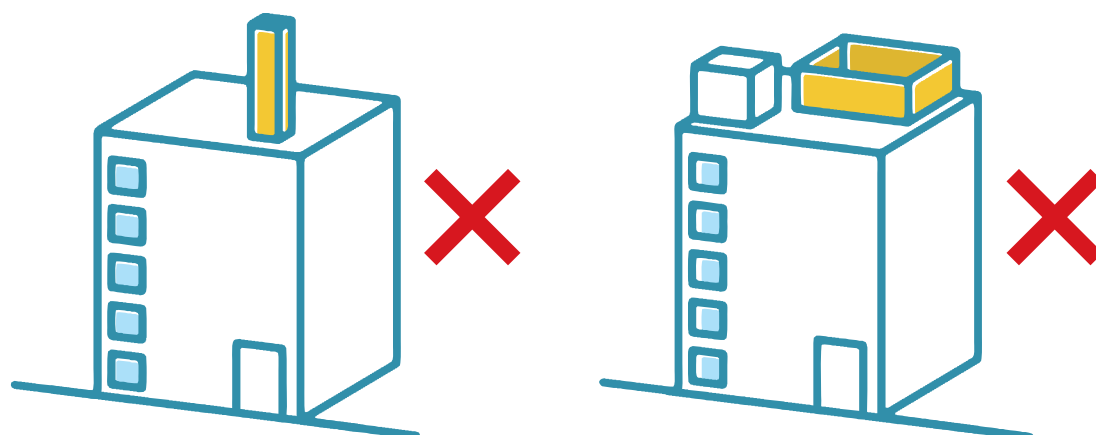
ア 設置した屋上を構成する外壁を超えて設置しないこと。

イ 階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分（以下「屋上構造物」という。）の上に設置しないこと。

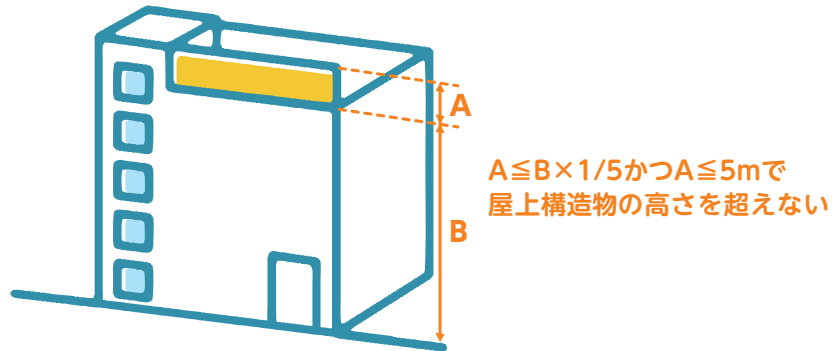


ウ 広告物等の形状が塔状のものでないこと。

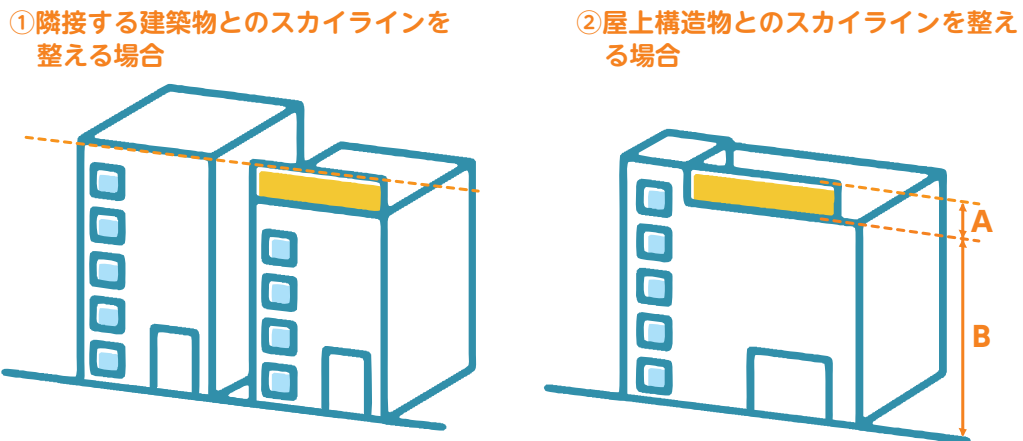
エ 立方体、直方体、多角柱及び円柱等立体構造の広告物等を屋上の一部に単独で設置しないこと。



オ 高さ(脚を有する場合は、当該脚の高さを含む。)が地上からその広告物等を表示し、又は設置する個所までの高さの5分の1以下、かつ5m以下で、屋上構造物の高さを超えないものであること。ただし、隣接する建築物等と高さをそろえるなどの配慮がなされている場合は、高さを地上からその広告物等を表示し、又は設置する個所までの高さの5分の1以下、かつ10m以下とすることができるものとする。

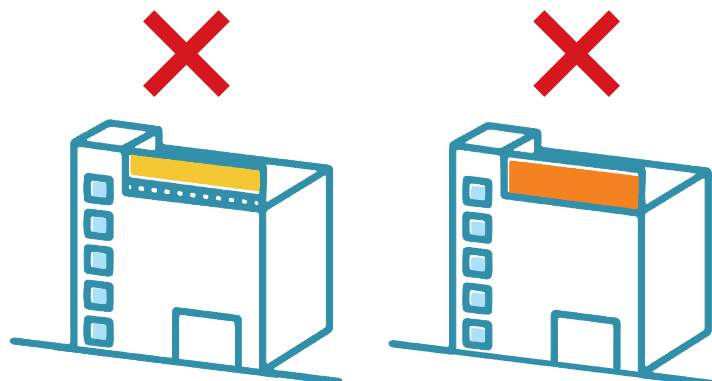


ただし、下記の場合 $A \leq B \times 1/5$ かつ $A \leq 10m$ とすることができる。

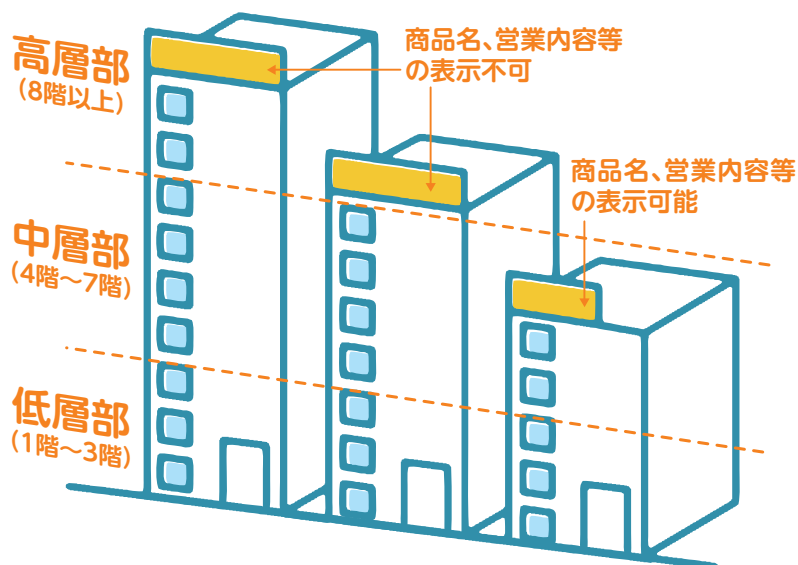


カ 支柱や骨組が道路などから見えないようにすること。

キ 地色は建築物外壁と同系色とすること。



- (3) 屋上が中層部の高さを超えるものである場合には、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク以外表示しないこと。



壁面広告物

- (1) 自家用広告物又は案内誘導広告物（建築物、施設等への案内又は誘導を目的としたもので、商品名その他宣伝の用に供する表示のないもの。ただし、大通地区においては認めない。以下同じ。）であること。
ただし、**南口第2区域** **北口地区** **駅前通地区** において、短期、臨時的（概ね15日）に掲出される広告物については、この限りでない。

※案内誘導広告物とは、自家用広告物以外の広告物で、特定の事務所若しくは営業所又は特定の場所への案内又は誘導を目的とする広告物。

- (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。

ア 建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク

イ 自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等

ウ 臨時的に掲出される懸垂幕（掲出位置及び形状を変えず、その表示内容を短期間（概ね15日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。）

(3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。

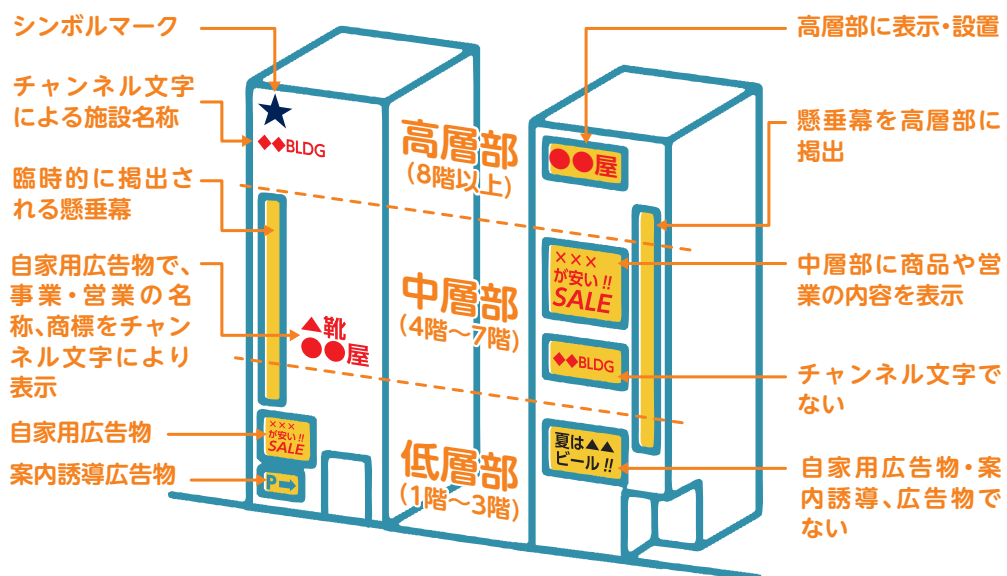
(4) 中層部以上の壁面に表示又は設置する場合は、臨時的に掲出される懸垂幕を除き、チャンネル文字[※]により表示すること。

※チャンネル文字…以下のような、切り文字状の表示形式を指す。



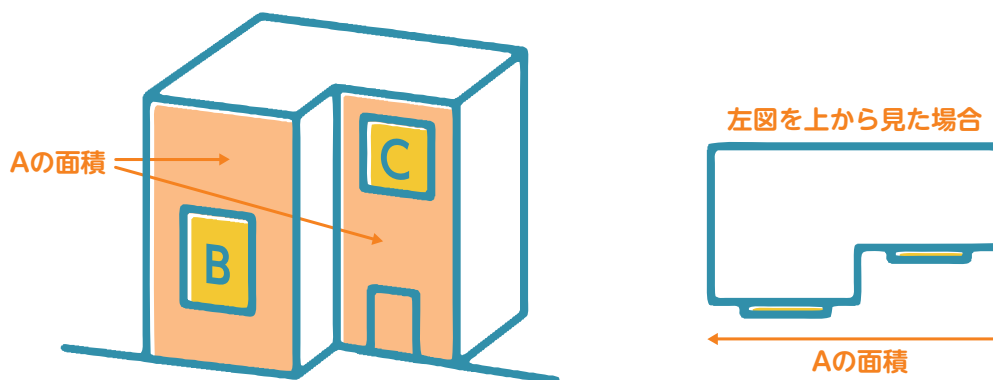
基準に合致している例

基準に合致していない例



- (5) **南口地区** **北口地区** 及び **駅前通地区** においては1壁面(水平方向からの1見付面をいう。)における合計表示面積がその壁面の見付面積の3分の1以下で、かつ、50㎡以下であること。

大通地区 においては、同4分の1以下で、かつ、25㎡以下であること。



南口、北口、駅前通地区 $(B+C) \leq A \times 1/3$ かつ 50㎡以下
 大通地区 $(B+C) \leq A \times 1/4$ かつ 25㎡以下

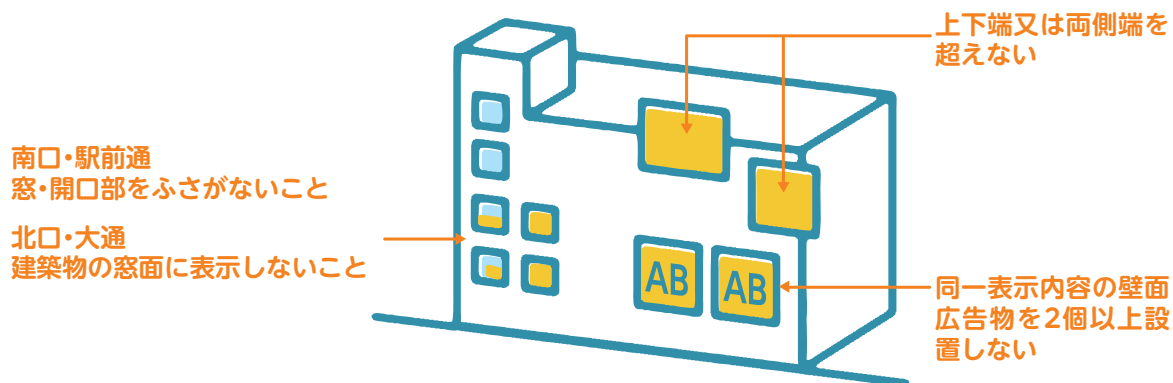
- (6) 同一壁面に同一表示内容の壁面広告物を2個以上設置しないこと。ただし、建物若しくは施設の名称又は案内誘導広告物を除く。

- (7) 広告物等を設置する壁面の上下端又は両側端を超えないこと。

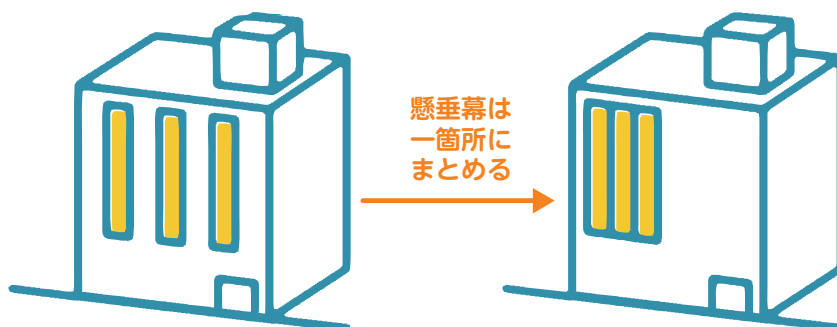
- (8) **南口地区** 及び **駅前通地区** においては、建築物の窓又は開口部をふさがないこと。

北口地区 及び **大通地区** においては、建築物の窓面に表示しないこと。

- (9) 取付壁面からの出幅の部分に広告物を表示しないこと。



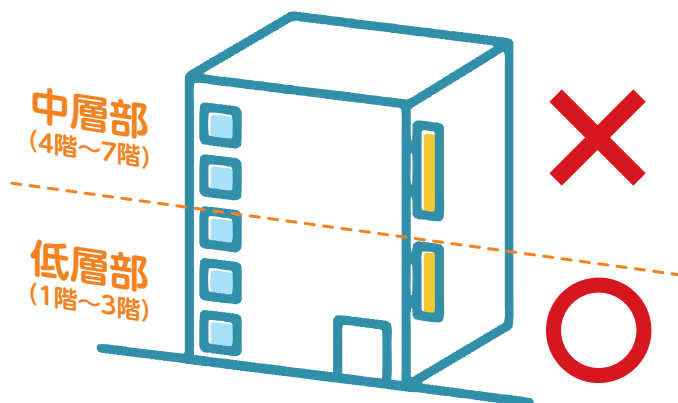
(10) 臨時的に掲出される懸垂幕の掲出箇所は、1建物につき、1箇所とすること。



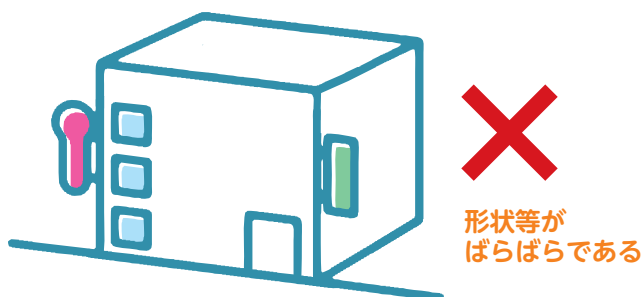
突出広告物

(1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること。

(2) 中層部以上の高さに設置しないこと。



(3) 2基以上設置する場合は、統一したデザインであること。



(4) **南口第1区域** 及び **大通地区** においては、1基当たりの合計表示面積が10㎡以下で、1面当たりの表示面積が5㎡以下であること。

南口第2区域 **北口地区** 及び **駅前通地区** においては、1基当たりの合計表示面積が20㎡以下で、1面当たりの表示面積が10㎡以下であること。

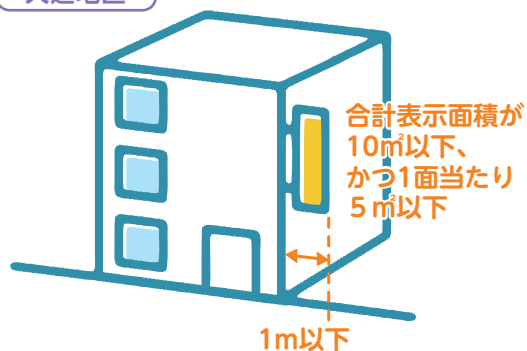
(5) 取付壁面からの出幅は、

南口第1区域 及び **大通地区** においては1m以下、

南口第2区域 **北口地区** 及び **駅前通地区** においては1.2m以下であること。

南口第1区域

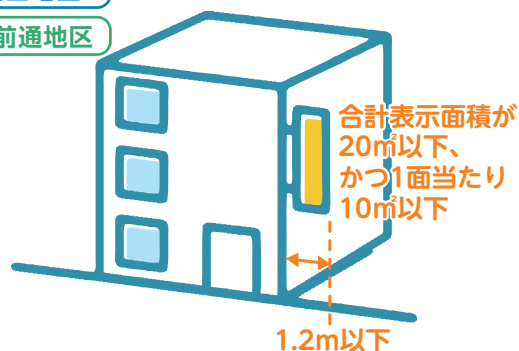
大通地区



南口第2区域

北口地区

駅前通地区

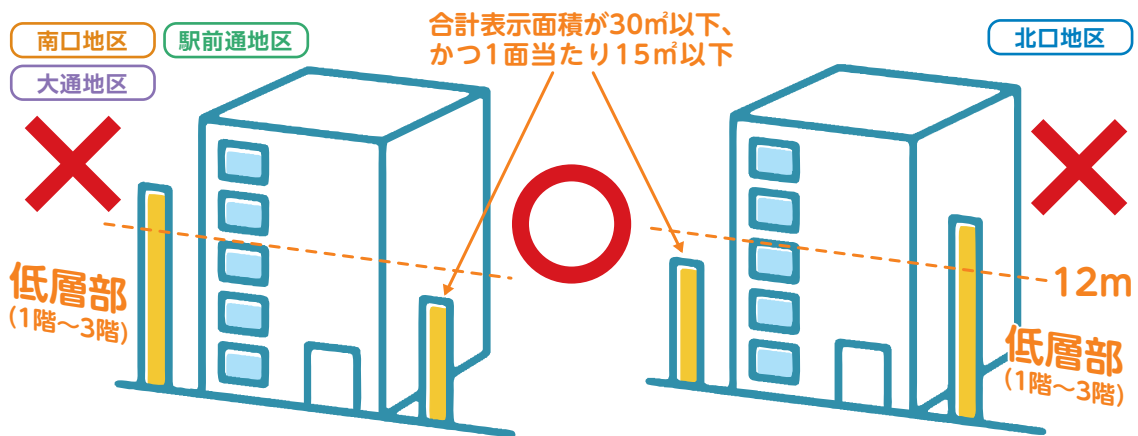


(7) **南口第2区域** **北口地区** 及び **駅前通地区** において道路上に突き出す場合は、落雪等の防止策を施したものであること。

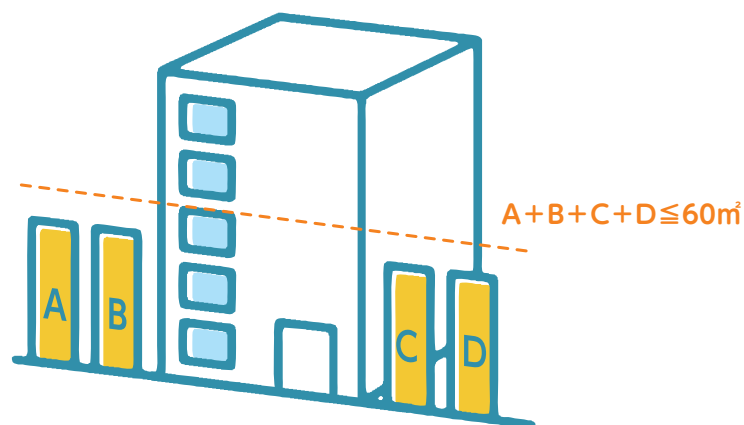
地上広告物

- (1) 自家用広告物又は案内誘導広告物であること。
- (2) 地中に基礎を設けた堅牢なものであること。
- (3) 2基(以上)設置する場合は、統一したデザインであること。

- (4) 1建築物につき、2基以内とすること。ただし、**駅前通地区** における都市再生特別地区内の建築物を除く。
 (下記(7)参照)
- (5) 高さが、**南口地区** **駅前通地区** 及び **大通地区** においては建築物の低層部を超えないものであり、
北口地区 においては地上12m以下であること。
- (6) 1基当たりの合計表示面積が30㎡以下で、1面当たりの表示面積が15㎡以下であること。



- (7) **駅前通地区** のうち、都市再生特別地区内においては、1建築物における合計表示面積が60㎡以下であること。



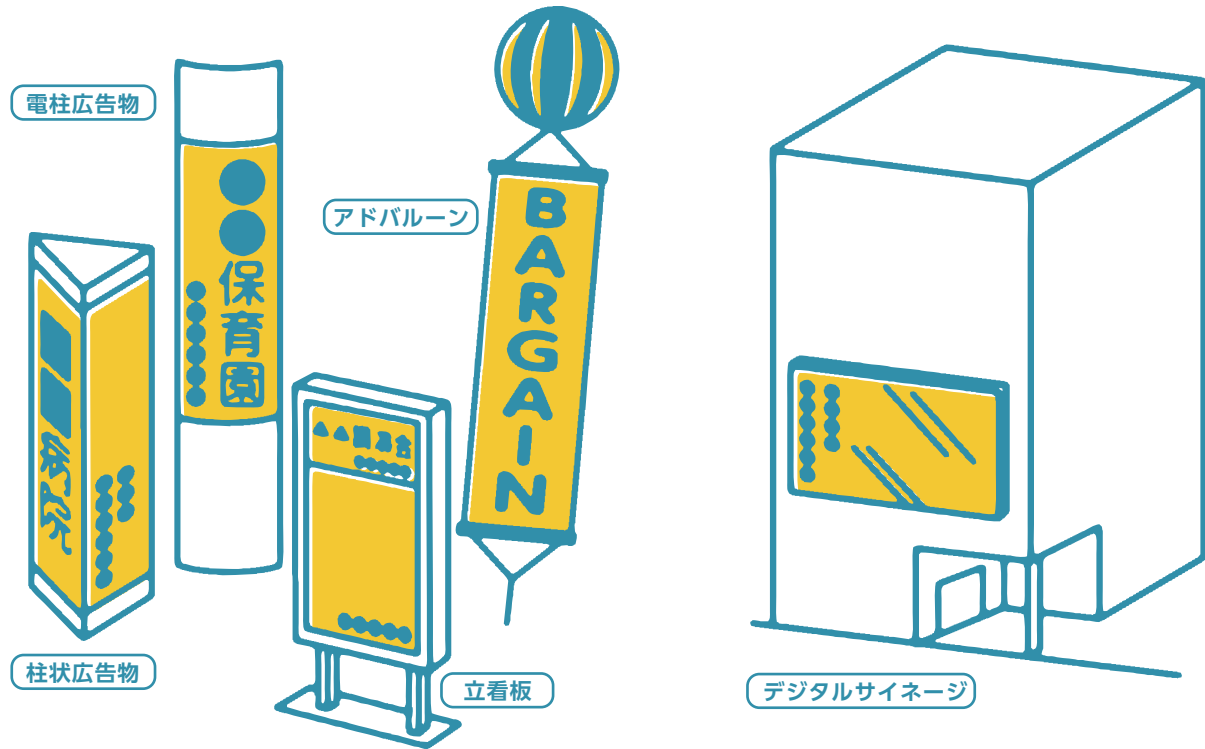
- (8) **南口第2区域** **北口地区** 及び **駅前通地区** において、道路上に突き出す場合は、落雪等の防止策を施したものであること。

柱状広告物、立看板、電柱広告物、アドバルーン広告及びデジタルサイネージ広告

- 柱状広告物/立看板/電柱広告物/アドバルーン広告
いずれの地区においても認めない。

- デジタルサイネージ

大通地区 においては認めない。



備考 (低層部・中層部・高層部の区分)

区分	南口地区		北口地区
	第1区域	第2区域	駅前通地区 大通地区
低層部	大丸ビルにあっては地上13m以下 JR開発ビルにあっては地上10m以下 札幌ターミナルビルにあっては地上10m以下	建築物の1階から3階までの部分	
中層部	大丸ビルにあっては地上34m以下 JR開発ビルにあっては地上25m以下 札幌ターミナルビルにあっては地上34m以下	建築物の4階から7階までの部分	
高層部	中層部を超える高さの部分		

※上記低層部・中層部・高層部の区分につきましては、景観計画重点区域(18ページ参照)で用いられている用語とは定義が異なりますのでご注意ください。

案内誘導広告物や駅前広場に関する基準

該当地区共通	案内誘導広告物は、色彩、デザイン及び表示又は設置の方法等を統一し、当該地区内において、体系的に配置されるものであること。
南口地区のみ	札幌駅前広場工作物に表示又は設置される広告物等は、商品名、営業内容等、宣伝の用に供する表示のないものであること。また、札幌駅前広場の区域内には、可動看板及びのぼり旗は掲出しないこと。
北口地区のみ	札幌駅北口駅前広場内に表示又は設置される広告物等は、案内誘導広告物で、商品名、営業内容等、宣伝の用に供する表示のないものであること。

経過措置

南口第2区域

北口地区

駅前通地区

大通地区

区 分	許可申請について
<p>既存不適格広告物</p> <p>※地区指定の施行以前に表示又は設置された広告物等のうち施行後の基準に適合していないもの（施行の時点で既に許可を受けている等、適切に設置されているものに限る）を指します。</p>	<p>既存不適格となる広告物等については、「施行日から〇年以内に限り掲出を認める」という規定は設けておらず、当該広告物等の許可期間満了時に継続許可申請を行なっていただくことにより、引き続き表示又は設置することができます。</p> <p>ただし、駅前通地区及び大通地区において既存不適格広告物を掲出されている方は、当該広告物等の継続許可申請時に、通常の申請書類のほか、「既存不適格広告物等に係る是正計画書」を添付してください。</p>
<p>広告物等の新設 既存不適格広告物の改修</p>	<p>広告物等を新設したり、既存不適格広告物の改修(意匠・構造等の変更・改造・移転等をいいます)を行う場合は、新たに施行された基準による申請が必要です。</p>

※南口第1区域の経過措置期間は、平成19年4月1日をもって終了しております。

屋外広告物の許可申請手続き

事前相談(許可基準等の確認)

(区土木部維持管理課、建設局道路管理課)

申請書の作成・管理者の設置

許可申請時に必要な書類

- ①屋外広告物許可申請書(正副2通)
- ②形状、寸法、材料、構造等に関する仕様書及び図面
- ③意匠、色彩と表示の方法(照明又は音響を伴うときはその大要)
- ④案内図または付近見取図
- ⑤他人の所有または管理する場所、物件に掲出する場合は、その承諾書
または許可書等
- ⑥高さ4mを超える広告物を設置する場合は工作物の確認書(写)
- ⑦継続申請の場合は、広告物の安全点検報告書
- ⑧駅前通地区及び大通地区において既存不適格広告物の継続申請を
行う場合は、既存不適格広告物等に係る是正計画書
- ⑨札幌市景観計画重点区域内行為審査結果通知書(大通地区のみ/詳細はP18)

各区土木部維持管理課

手数料の納付

許可

許可書交付

検印捺印 ステッカー交付

掲示

(常時必要な管理を怠らないこと)

●継続許可申請

(継続して広告物を出す場合)

注:許可期間満了日の15日前までに申請してください。

●変更許可申請

(許可内容を変更する場合)

注:既存不適格広告物については、新たに施行された基準による申請が必要です。

●設置者(管理者)変更届

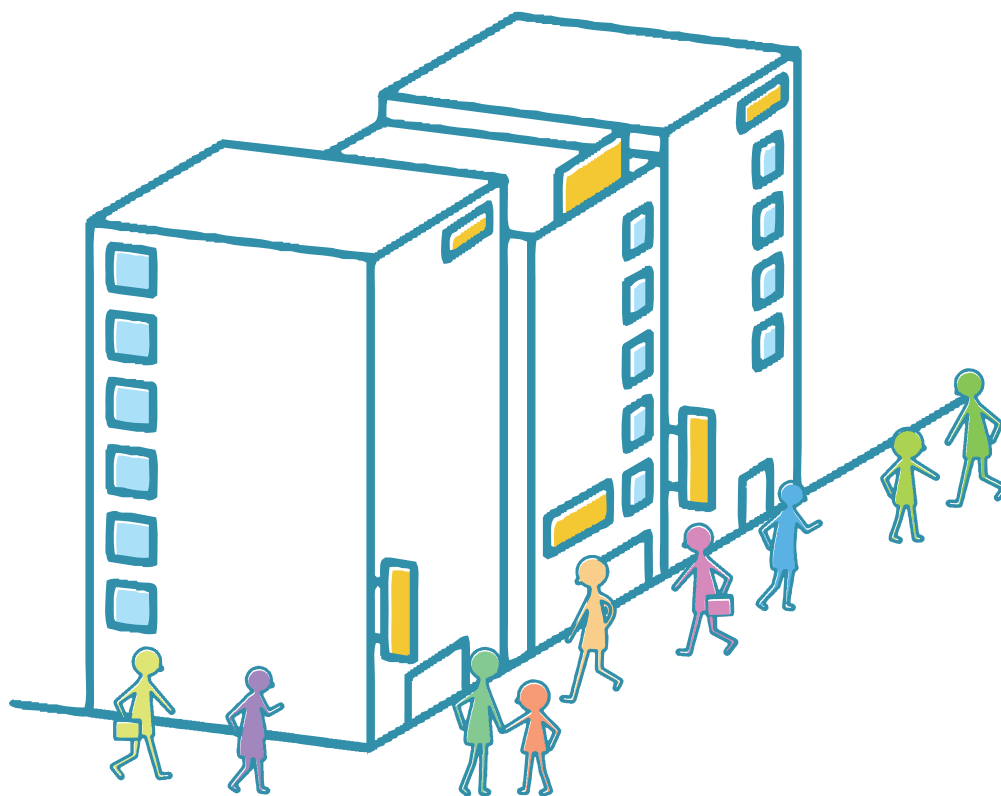
(設置者・管理者を変更する場合)

許可申請手数料・許可期間 (景観保全型広告整備地区関係抜粋)

区 分		許可申請手数料		許 可 期 間	摘 要
		単 位	金 額		
広 告 板 広 告 塔 あんどん広告 (柱状広告は設置不可)	照 明 装 置 の ない も の	表 示 面 積 5 m ² ま で ご と に つ き	1,300円	3年以内	「広告板」、「広告塔」及び「あんどん 広告」とは、土地に固定して設置す るもの及び建物その他の工作物又 はこれら以外の物件(運行の用に供 されている自動車、電車等を除く。) に装置するもの並びにこれらに類 するものをいう。
	照 明 装 置 の ある も の	表 示 面 積 5 m ² ま で ご と に つ き	1,900円		
電 光 板		表 示 面 積 5 m ² ま で ご と に つ き	1,900円		
広 告 幕		1 枚 に つ き	700円	1年以内	「広告幕」とは、建物その他の工作物 又はこれら以外の物件に懸垂し、又 は添加するもの及び電柱等を利用 して空中に掲出するものをいう。

備 考

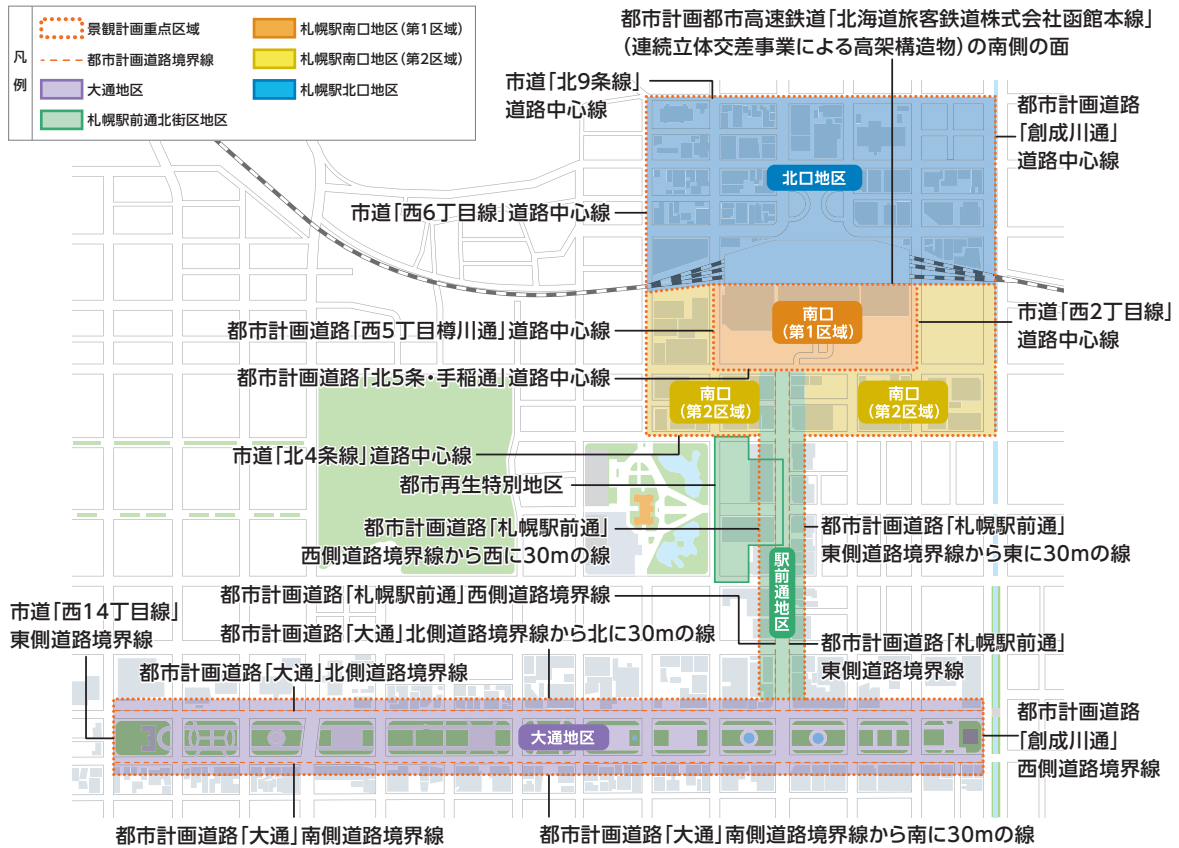
申請する広告物が自家用広告物である場合は、その申請する広告物の合計表示面積から10m²を差し引いてから、本表により手数料の額を算定します。



景観計画重点区域における屋外広告物の届出について

詳しくは下記の届出先(都市景観担当)までお問い合わせください。

下記の区域は、景観法に基づく札幌市景観計画に定められた「景観計画重点区域」に指定されており、**大通地区**のみ建築物等の建築等のほか屋外広告物の掲出には届出が必要となります。広告物の掲出にあたっては、下表をご確認の上、行為の着手30日前までに届出をお願いいたします。



景観計画重点区域	景観計画重点区域における屋外広告物の届出
札幌駅北口地区	不要 (景観保全型広告整備地区による屋外広告物の許可申請を行うことで、景観計画重点区域の届出を行ったものとみなします。)
札幌駅南口地区	
駅前通北街区地区	
大通地区	必要 (行為に着手する30日前までに届出が必要) ●屋外広告物条例に基づく許可申請の前に、届出が必要です。 ●広告物等の表示面積・高さ・色彩等について、屋外広告物条例の基準だけでなく、景観法等に基づく景観形成基準もご確認ください。

お問い合わせ先

屋外広告物に関すること

建設局 総務部 道路管理課 TEL 011-211-2452
中央区 土木部 維持管理課 TEL 011-614-1800
北区 土木部 維持管理課 TEL 011-771-4211

届出先

都市景観に関すること

まちづくり政策局
都市計画部 地域計画課
TEL 011-211-2545



札幌市建設局総務部道路管理課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
Tel.011-211-2452 Fax.011-218-5134

e-mail:oku-kokoku@city.sapporo.jp

URL:<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku>

